

岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年5月11日
選挙管理委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第194条の規定に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 前項の選挙は、委員に異議がないときは、指名推選の方法による。

3 指名推選の場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に付し、委員全員の同意を得た者をもって当選人とする。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

(招集)

第4条 委員会の招集は、委員に対する通知により行う。

2 委員は、委員会の招集を請求しようとするときは、日時及び案件を示した文書をもってしなければならない。

3 法第182条第1項の規定による委員の選挙後最初に行われる委員会の招集は、年長の委員が行う。

(参集)

第5条 委員は、招集の日時に、指定された場所に参集しなければならない。

(欠席等の届出)

第6条 委員は、事故のため会議に出席することができないとき、又は遅参しようとするときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(会議録の作成)

第7条 委員長は、書記をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、委員長及び委員が署名しなければならない。

(委員長の専決)

第8条 委員会の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分した事項については、これを次の委員会の会議に報告しなければならない。

(職員)

第9条 委員会に、書記長、書記次長及び書記を置く。

(職務)

第10条 書記長は、委員長の命を受け、所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。

2 書記次長は、書記長を補佐する。

3 書記は、上司の命を受け、事務に従事する。

(公告式)

第11条 委員会の告示は、岐阜県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年条例第2号)に定める掲示場に掲示して、これを行うものとする。

(公印)

第12条 公印の種類、ひな形、書体、寸法、形状及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の管理は、書記次長が行う。

3 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、岐阜県後期高齢者医療広域連合公印規則(平成19年規則第5号)の規定を準用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第12条関係)

公印の種類	ひな形	書体	寸法	形状	個数
岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長之印	1	古印体	方24mm	正方形	1
岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会之印	2	古印体	方21mm	正方形	1
岐阜県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長職務代理者之印	3	古印体	方21mm	正方形	1

ひな形

1

岐阜県後期高齢者
医療広域連合選挙
管理委員会委員長
之印

2

岐阜県後期高齢者
医療広域連合選挙
管理委員会之印

3

岐阜県後期高齢者
医療広域連合選挙
管理委員会委員長
職務代理者之印